

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、岸和田市の議会の議員（以下「議員」という。）が岸和田市議会（以下「議会」という。）の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会の会議等 議会の本会議及び岸和田市議会委員会条例（昭和45年条例第40号）の規定により設置された委員会をいう。
- (2) 公務上の災害 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第32号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から、当該議員報酬の額に次の表の左欄に掲げる議会の会議等を欠席した日から同日後の議会の会議等に出席した日の前日までの期間の区分に応じて、同表の右欄に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

議会の会議等を欠席した日から同日後の議会の会議等に出席した日の前日までの期間	減額割合
90 日を超え、180 日以下であるとき	100 分の 20
180 日を超え、365 日以下であるとき	100 分の 50
365 日を超えるとき	100 分の 100

- 2 前項の規定は、同項の表の左欄に掲げる期間（以下「欠席期間」という。）の始期に該当する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、同項の議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日又は12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）の前6月以内において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額から、当該期末手当の額に当該減額支給された議員報酬の減額割合（基準日の前6月以内において、前条第1項の表に掲げる2以上の欠席期間の区分に応じた減額割合の適用を受ける期間がある場合にあっては、その期間のうちの最も高い減額割合とする。）を乗じて得た額を減じた額とする。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害
- (2) 議員の出産（出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、議会の会議等に当該出産のため出席できないことについて当該議員から届出がなされている場合に限る。）
- (3) 災害その他個人の責によらない事故等の場合で、議長が第1号に準じると認める場合（その他）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から 90 日前までの間において、全ての議会の会議等を欠席している場合は、欠席期間は施行日から起算するものとする。

附 則（令和 3 年 7 月 12 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。